

藤沢市幼児教育振興助成費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、幼児教育の振興・充実を図るため、市内の幼稚園及び幼児教育施設の設置者又は代表者が、園具及び教材教具の購入費並びに園児及び教職員の健康管理に要した経費の一部を助成し、もって保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とした幼児教育振興助成費補助金の交付について、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園

学校教育法、幼稚園設置基準、幼稚園教育要領等に基づき運営されている幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園のうち、同法第3条第2項第1号に定める基準を満たす施設（幼稚園型認定こども園）を含む。）をいう。

(2) 幼児教育施設

認可外保育施設のうち、令和元年9月30日以前に、藤沢市幼児教育施設認定基準（市長が別に定める「藤沢市幼児教育施設に対する補助金交付認定基準及び事務取扱内規」）を満たすものとして市長が認めた施設をいう。

(補助対象)

第3条 市長は、幼稚園及び幼児教育施設の設置者又は代表者が当該年度に支出した園児及び教職員に係る次の経費について補助する。

(1) 園具及び教材教具等購入費

(2) 健康管理費

2 前項の園児は、当該年度の6月1日現在在園し、かつ市内に住所を有する者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、市税を滞納し又は必要な申告義務を怠っているものは補助を受けることができない。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、別表に定める額を限度とし、予算の範囲内で設置者に補助する。

(補助金交付申請)

第5条 前条の補助金の交付を受けようとするものは、藤沢市幼児教育振興助成費補助金交付申請(第1号様式)に収支予算書(第2号様式)、事業計画書(第3号様式)及びその他市長が必要と認める書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第6条 市長は、前条の規定により補助金交付申請があったときは、審査の上、適当と認めるものについて、第4条に基づき補助金額を決定し、補助金交付決定通知書(第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(事業着手の時期)

第7条 補助事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。補助事業の性質上、またはやむを得ない理由により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合においては、藤沢市幼児教育振興助成費補助金事業事前着手届(第5号様式)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付時期)

第8条 市長は補助金を、2回に分け10月、3月にそれぞれ交付決定金額の2分の1ずつを交付するものとする。ただし、次条に規定する事業報告書の提出時期が3月以降となる場合においては、この限りでない。

(事業報告書の提出)

第9条 補助金の交付決定を受けた設置者又は代表者は、補助事業の完了後1月以内に事業完了届兼実績報告書(第6号様式)に収支決算書(第7号様式)、事業報告書(第8号様式)及びその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた設置者又は代表者が、次の条件、指示に反したときは、補助金の交付決定の取り消し、又はすでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (2) 事業の施行方法が不相当であると認められるとき。
- (3) 事業費の支出額が、予算額に比較して著しく減少したとき。
- (4) 事業の施行について不正の行為が認められるとき。

(園具及び教材教具等の管理)

第11条 設置者又は代表者は、この補助事業により取得した園具及び教材教具等を十分な注意をもって管理し、効率的な運用を図らなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

		幼稚園	幼児教育施設
園割	園具及び教材教具 購入費	177,000円	46,000円
	健康管理費	90,000円	27,000円
園児割	園児1人あたり	1,600円	